

## 感染症法の改正に伴う「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」といいます。)の改正に伴う「新型コロナウイルス感染症」に関する取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 感染症法改正の概要について

2021年2月13日施行の感染症法の改正により、新型コロナウイルス感染症は同法に定める「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」へと位置づけが変更されます。

### 2. 「新型コロナウイルス感染症」に関する災害死亡保険金のお支払への影響について

「新型コロナウイルス感染症」に関する保障内容については、感染症法の改正による影響はありません。

「新型コロナウイルス感染症」は、引き続き災害死亡保険金の支払対象となります。

対象となる商品など、詳細については、2020年5月1日のニュースリリース([「新型コロナウイルス感染症」に関する災害死亡保険金のお支払いについて](#))をご確認ください。

以上